

報道関係者各位

中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎について  
(令和2年1月22日版)

1月22日現在の状況及び厚生労働省の対応についてお知らせします。

(1月22日正午までの武漢市やWHO等から発表された内容を踏まえ、1月20日報から下線部分を更新しました。)

新型コロナウイルスの感染者について、我が国では1名の感染者が報告されております。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08906.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08906.html)

また、我が国では、積極的疫学調査により、現在、18名の健康観察調査を行っております。

これまでに新たな感染者は確認されておられません。

厚生労働省では引き続き情報収集を進めてまいります。

1. 国外の発生状況について

・海外の国・地域の政府公式発表に基づく、1月22日12:00現在、日本国外で新型コロナウイルス関連の肺炎と診断されている症例及び死亡例の数は以下のとおり。

・中国、感染者440名、死亡者9名。

・タイ、感染者2名、死亡者0名。

・韓国、感染者1名、死亡者0名。

・台湾、感染者1名、死亡者0名。

・米国、感染者1名、死亡者0名。

2. 国内の発生状況について

・1月22日現在、確認されている感染者は1名である。

当該感染者は既に軽快。

なお当該感染者は外出時にマスクを着用していたことを確認済み。

・当該感染者の行動歴について調査が進められており、濃厚接触者は全て特定し、健康観察対象者としている。

現時点での感染者の健康観察対象者15名全員について健康状態に問題は見られず、感染者や体調不良者は確認されていない。

・この他、海外で発生した感染者の接触者として3名が同定されており、25日に出国予定。

### 3. 厚生労働省の主な対応

#### 【検疫】

・空港等の検疫ブースにおける武漢市からの帰国者及び入国者に対する自己申告の呼びかけポスターの更新

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000585391.pdf>

・帰国者に対する現行の検疫体制の継続(日本への入国者に対し、サーモグラフィー等を用いて、発熱等の症状がないか確認を実施)し、武漢市からの入国者に対しては健康状態の把握を併せて実施

・航空会社に対して、機内アナウンスにて武漢市からの帰国者及び入国者に対する自己申告の呼びかけについて協力を依頼

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000586401.pdf>

#### 【医療機関・保健所等での対応】

・国立感染症研究所と国立国際医療センターにおいて、医療機関における対応と院内感染対策に関する情報を更新(疑似症サーベイランスの運用を検討する対象を武漢市への渡航歴等がある画像検査などで肺炎と診断された方へ拡大)

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9310-2019-ncov-1.html>

・国立感染症研究所と国立国際医療センターにおいて、新型コロナウイルス関連肺炎患者の退院及び退院後の経過観察に関する方針(案)を策定

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9314-ncov-200117-2.html>

・国内で確認された感染者の濃厚接触者に対して健康観察を引き続き実施

・中国からウイルスの遺伝子配列情報が公開されたことを踏まえ、国立感染症研究所で検査方法を構築。

・国立感染症研究所において、新型コロナウイルス関連肺炎に対する積極的疫学的調査実施要領(暫定版)を作成

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9313-ncov-youryou200117.html>

・自治体及び関係機関に対し、原因が明らかでない肺炎等の患者に係る、国立感染症研究所での検査制度(疑似症サーベイランス)の適切な運用について依頼

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000582709.pdf>

#### 【情報発信】

・厚生労働省検疫所ホームページ「FORTH」における、渡航者への注意喚起

<https://www.forth.go.jp/topics/202001211450.html>

・厚生労働省 Twitter 等によるタイムリーな情報発信の実施

#### 4. 今後の予定について

・世界保健機関(WHO)は、日本時間の 22 日から 23 日にかけて緊急委員会を開催予定で、新型コロナウイルス関連肺炎について「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」に該当するかどうかの判断が行われる見込み。緊急委員会による何らかの判断が行われた場合には、速やかにプレスリリースを行う予定。

・その後の対応については、方針が決まり次第ブリーフィングを行う。

#### 【「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」について】

(参考)「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」とは

「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」とは、国際保健規則(IHR)に基づく、次のような事態

(1) 疾病の国際的拡大により、他国に公衆の保健上の危険をもたらすと認められる事態

緊急に国際的対策の調整が必要な事態

疾病の国際的拡大により、他国に公衆の保健上の危険をもたらすと認められる事態

#### 【感染者の発生について】

・国内において、感染者が確認された際には、速やかにプレスリリースを行う。